

# 事業系ごみの

# 減量化・資源化及び

# 適正処理 について



厚木市マスコットキャラクター

あゆみ回ちゃん

**事業系ごみの処理は事業者にあります。**

## 事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるごみすべてをいいます。事業活動には、飲食店や店舗、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院や学校、公共機関などの活動も含まれ、個人・法人ともにすべてが対象となります。

## 事業系ごみの適正な処理

### まず始めに リデュース

事務用品等を一元管理し、適度な購入をするなど、ごみを出さない工夫をしましょう。

### つぎに リユース

再使用可能商品の利用や、不要となった紙の裏面を使うなど、再使用を推進しましょう。

Reduce  
リデュース  
(減量)

Reuse  
リユース  
(再利用)

Recycle  
リサイクル  
(再生利用)

### 最後に 処分

やむを得ず、ごみとして処分する場合は、自ら環境センターへ持ち込むか、一般廃棄物許可業者に処理を依頼しましょう。

### そして リサイクル

紙類や缶・びん・ペットボトル等の資源物は、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。

産 業 廃 棄 物

事業系ごみ

一般廃棄物

可燃ごみ

生ごみ

飲食店から出る食べ残し、調理残渣や、卸小売業から出る野菜くず、魚介類など。

一般ごみ

事務所や店舗から出るリサイクルできない汚れた紙類など。

環境センターで処理

処理料金 25円/kg

資源となる一般廃棄物

せん定枝

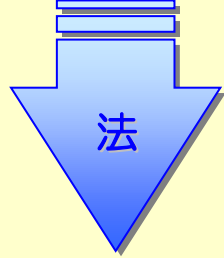
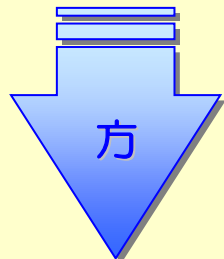
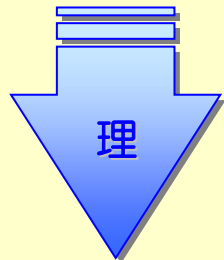
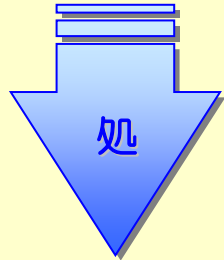
許可業者一覧表(注1)で、木くずの取扱い業者へ持ち込む。

古紙

段ボール	段ボール
新聞・チラシ	新聞・広告チラシ など
雑誌・本	週刊誌・書籍・パンフレットなど
OA紙	コピー用紙 など
シュレッダー古紙	シュレッダー処理紙
機密書類 (注2)	個人情報・企業情報など機密性の高い書類
その他古紙	メモ用紙・郵便物・封筒紙袋・空き箱など

古布

古布(繊維くず以外) 不要となった衣類、作業着など



1. 紙問屋等の古紙回収業者へ持ち込む

【市内の古紙回収業者】

(株)金澤紙業 厚木工場 船子42-1 (046)248-1251

(株)富澤 厚木紙資源センター 下依知1-8-1 (046)245-2985

松岡紙業(株) 厚木営業所 金田1009-4 (046)297-4545

むさし野紙業(株) 厚木営業所 岡田3-4-14 (046)226-6080

(株)坪野谷紙業 厚木営業所 長沼245-2 (046)228-6001

2. 資源回収業者に引き取ってもらう

許可業者一覧表に、資源物の取扱いに関して記載していますのでご参照ください。

紙問屋等の回収業者

1. 環境センターへ直接持ち込む (焼却処理をします)

【厚木市環境センター】

所在地 金田1641-1 (046)225-2780

受付時間 月~金曜日 8:30~12:00・13:00~16:30

処理料金 25円/kg (計量は10kg単位)

2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に引き取ってもらう

○許可業者に委託する場合は、排出量・収集回数等によって料金が異なります。

○テナントビル・商店街等については、各テナントのごみを一括で取りまとめて契約すると効率的です。

○少量のごみも、事業系ごみ用の有料指定袋(注3)を販売し回収を行っている許可業者もあります。

○一辺の長さが50cmを超える木製の大型ごみは環境センターで処理できません。(注4)

# 産業廃棄物

## 資源となる産業廃棄物

<b>プラスチック類</b> 	弁当・緩衝材・発泡スチロール 食品トレー・カップめん等の容器包装 プラスチック製品は <b>産業廃棄物</b> (注5)
<b>缶</b> 	飲料用・食品用の缶など
<b>びん</b> 	飲料用・調味料用のびんなど
<b>ペットボトル</b> 	飲料用・調味料用の ペットボトルなど
<b>金属類</b> 	鉄くず・ブリキくず スプレー缶・金具類
<b>ガラス・陶磁器類</b> 	コップ等のガラス類 鉢や急須等の陶器類
<b>がれき類</b> 	コンクリート破片 建業（工作物の新築、改築 除去に伴って生じたもの）

## 業種限定

<b>紙くず</b> 	建業（工作物の新築、改築、除去） 繊維工業などの業種から発生するもの それ以外の不要となった作業着 などは <b>資源となる一般廃棄物</b>
<b>木くず</b> 	建業（工作物の新築、改築、除去） 木材製造業・木製品製造業などの 業種から発生するもの
<b>繊維くず</b> 	建業（工作物の新築、改築、除去） パルプ製造業・製紙業・製本業 などの業種から発生するもの それ以外は <b>資源となる一般廃棄物</b>
<b>動植物性残さ</b> 	食料品製造業、医薬品製造業など から出た動植物性残さ、と畜場 でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥 処理場の固形状不要物、ふん尿、 死体など。

## その他

<b>大型ごみ</b> 	事務所の机・椅子・ロッカー・ OA 機器などの金属、プラスチ ック、ガラス製品。それ以外の <b>木製の大型ごみは一般廃棄物</b>
-----------------	---

### 資源回収業者に引き取ってもらう

許可業者一覧表に、資源物の取扱いに関して記載していますのでご参照ください。

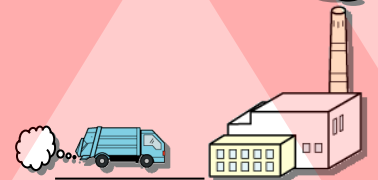
量の多少にかかわらず産業廃棄物は

ごみ集積所へは出せません



量の多少にかかわらず事業系ごみは

厚木市環境センターへは  
持ち込めません



### 産業廃棄物許可業者へ委託

許可業者一覧表に、産業廃棄物の取扱いに関して記載していますのでご参照ください。

### 産業廃棄物の処理のご相談

(公社) 神奈川県産業資源循環協会  
045) 681-2989

### 家電製品の処理のご相談

家電リサイクル券センター  
0120-319-640

エアコン・テレビ  
冷蔵(凍)庫・洗濯機  
衣類乾燥機

は法律によりリサイクルが義務付けられています。  
※業務用としてメーカーが販売しているものを除く

注1 許可業者一覧表は厚木市ホームページに掲載しています。

※右側二次元コードからもご覧いただけます。

注2 紙問屋によっては、機密書類の処理（溶解証明書発行可）もできます。

注3 許可業者一覧表に指定袋の取扱い許可業者を記載しています。

注4 大型ごみのうち、木製品は一般廃棄物の処理業者（注1参照）へ委託して処理してください。

注5 プラスチック類は資源化できない物もありますので産業廃棄物の処理のご相談先へご連絡ください。



## 事業系ごみQ&A



少量であれば、ごみ集積所に出せますか？

従業員のごみ（飲食物・弁当容器等）は、集積所に出せますか？

集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみ集積所に出せますか？

少量のごみを処理するのに、何かいい方法はありますか？

事業系ごみを取りに来てもらいたいのですが？

ごみ集積所に出したら罰則はありますか？

自社の敷地内で、焼却や埋め立てしてもいいですか？

廃プラスチックなどの産業廃棄物は、少量であれば一般廃棄物に混ぜても大丈夫？

**ごみ集積所は、家庭用のごみ集積所です。**  
事業活動に伴って排出されたごみ（従業員のごみも含む）は、量にかかわらず**ごみ集積所に出すことはできません。**

一般廃棄物の処理方法

- ◎ 事業者自ら市の処理施設（環境センター）に搬入
- ◎ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

産業廃棄物の処理方法

- ◎ （公社）神奈川県産業資源循環協会へご相談

一般廃棄物は市が許可している**一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼**してください。

また、少量のごみにつきましては、事業系ごみ指定袋を販売し収集・運搬する許可業者がありますので、許可業者へご相談ください。

許可業者一覧表は厚木市ホームページに掲載しています。

ごみ集積所に不適正排出する行為は**不法投棄に該当**し、廃棄物処理法による**処罰**の対象となります。

また、廃棄物処理法では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しており、これに違反した場合は**処罰**されますので、**絶対行わないでください。**

《処罰》

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金  
法人に対しては更に、3億円以下の罰金

**※ 廃棄物処理法違反で逮捕された事例もあります**

産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理法により管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられていて、少量であっても**一般廃棄物に混ぜることはできません。**

産業廃棄物の処理方法

- ◎ （公社）神奈川県産業資源循環協会へご相談

## お問い合わせ一覧



一般廃棄物処理方法について  
厚木市環境事業課（環境センター内）  
**(046) 225-2793**

一般廃棄物の処理施設への搬入について  
厚木市環境事業課（環境センター内）  
**(046) 225-2791**

産業廃棄物処理方法について  
（公社）神奈川県産業資源循環協会  
**(045) 681-2989**

家電製品の処理方法について  
家電リサイクル券センター  
**0120-319-640** <https://www.rkc.aeha.or.jp/>